

浦 監 第 347 号
令和 5 年 11 月 29 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果報告の公表について

浦安市監査基準に準拠して、地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び浦安市監査基準により実施した財政援助団体等監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象補助金

浦安市社会教育関係団体活動補助金

(2) 対象となる団体及び担当部署

補助金交付団体 浦安市婦人の会連合会

補助金事務の所管課 生涯学習部 生涯学習課

(3) 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された団体の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

2 監査の実施期間

令和5年8月2日から令和5年11月14日

3 監査の着眼点

事業が補助金の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課から事情を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第2 補助金交付の背景

1 設立、経緯

戦後疲弊した社会にあって、一日も早く平和で明るい社会をつくるため、各地に新しい時代に即応した民主的な婦人団体を結成しようとする動きが強まり、そのような中、昭和26年に浦安町婦人の会が発足した。以来、「会員相互の親睦を深めるとともに婦人の教養を高め、明るい家庭づくりと文化の向上に努め浦安の発展に寄与する」ことを目指し、様々な活動を展開してきた。その後、新市街地の形成に伴い、各所で婦人の会入会の動きが芽生え、昭和52年には、海楽支部（海楽、入船、美浜他）、富岡支部（富岡、京成サンコーポ、見明川）が婦人の会に加入した。こうした中、婦人の会は、昭和53年6月3日に定期総会を開き、発足以来単一組織であった婦人の会を、堀江地区（一区～四区、富岡支部）、猫実地区（五区～八区、海楽支部）、当代島地区（九区、十区）に再編成し、それぞれの地区に役員を置く三地区連合会組織として、「浦安町婦人の会連合会」が発足した。

浦安市社会教育関係団体活動補助金（以下「補助金」という。）を活用しながら、地域住民を対象とした講座を実施し、知識や技術、郷土文化の伝承などを行うとともに、地域交流を促進しており、明るく生きがいのある家庭づくりや市民の文化的社会水準の向上につなげ、浦安市の発展に寄与してきた。

2 補助金交付団体の概要

名称：浦安市婦人の会連合会（以下「連合会」という。）

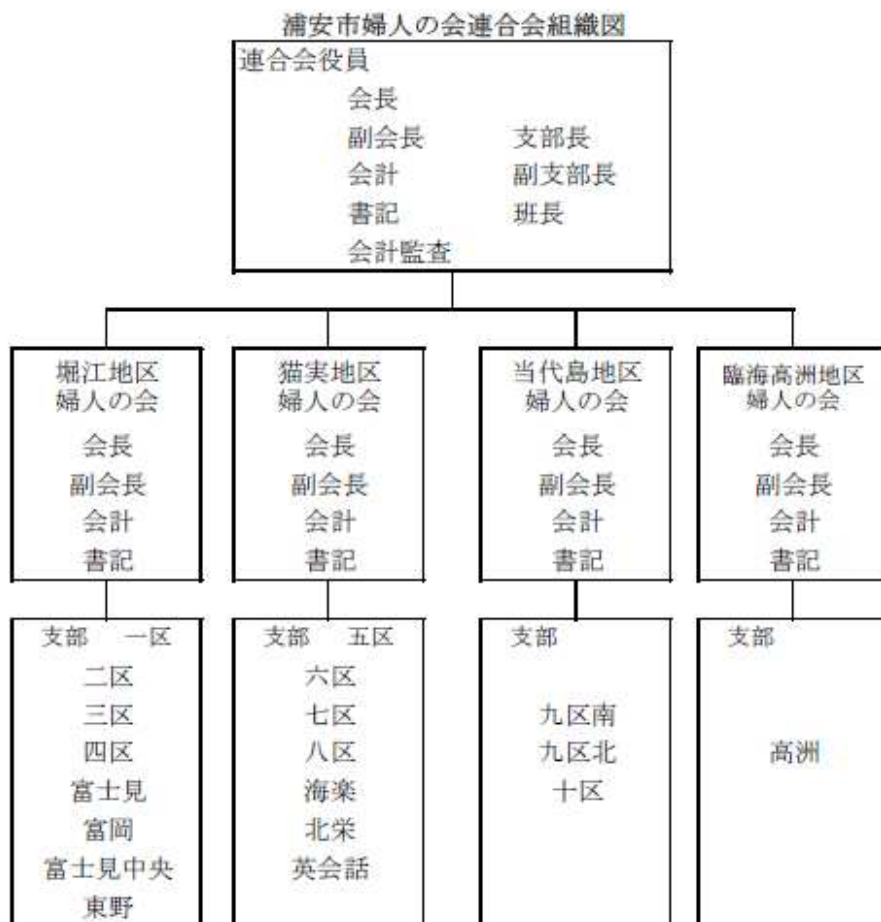
代表者：会長 大塚 真理子

所在地：浦安市猫実五丁目 16 番 5 号

役員の数：（令和 4 年度）

会長	1 名	支部長	各支部	1 名
副会長	3 名	副支部長	各支部	1 名
会計	2 名	班長	各支部	若干名
書記	2 名			
会計監査	2 名			

組織：下記組織図のとおり（令和 4 年度）



会員数：614 名（令和 4 年度）

連合会の目的達成のため事業として、会則に次のとおり掲げられている。

- ・婦人の政治及び文化的社会水準向上のための講演・講習会等を開催する。
- ・明るい家庭づくりや生活向上をめざすための事業を開催する。
- ・上部機関との連携及び他団体との協力による事業を開催する。
- ・その他連合会が認めた事業を開催する。

第3 監査の結果

1 浦安市社会教育関係団体活動補助金の概要

(1) 趣旨

市長は、本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則(昭和53年規則第10号)及び浦安市社会教育関係団体補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

「社会教育関係団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定されており、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(2) 補助対象者

次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- ・浦安市社会教育関係団体の認定に関する要綱により認定された団体であること。
- ・同一事業に対し、市から補助金を受けていない団体であること。
- ・健全な自主的財源を有する団体であること。

(3) 補助対象事業

補助金の対象となる活動は、社会教育関係団体が継続的かつ計画的に実施する教育、文化、スポーツ、レクリエーション等に関する事業で、営利並びに宗教又は政治的目的を有しないものとする。

(4) 補助金の額

補助金の額は、次の事項を勘案して、予算の範囲内において、市長が定める。

- ・団体の組織及び性格
- ・活動の目的及び実績

2 補助金の額

【浦安市社会教育関係団体活動補助金(浦安市婦人の会連合会)】

令和4年10月24日	交付申請	申請額:	336,400円
令和4年11月7日	交付決定通知	交付決定額:	336,400円
令和4年11月7日	補助金概算払交付請求	請求額:	336,400円(11/25支払)
令和5年3月31日	実績報告書の提出		
令和5年3月31日	補助金額の確定	確定額:	112,641円
		精算額:	△223,759円
令和5年3月31日	概算払精算書の提出		

3 決算状況

令和4年度の収支内訳は、次表のとおりである。

令和4年度 浦安市婦人の会連合会収支決算書

収入の部		(単位 円)	
項 目	金 額	摘 要	
前年度繰越金	100,860		
会 費	491,200	堀江地区	257名
		猫実地区	183名
		当代島地区	120名
		臨海高洲地区	54名
		(合計 614名	1人 800円)
補助金	112,641	市より活動費補助金	
事業収入	50,800	講座参加費(あさりご飯・カップケーキ作り)	
雑収入	5	預金利息	
収入総合計	755,506		

支出の部		(単位 円)	
項 目	金 額	摘 要	
補助金対象支出	行 事 費	8,168	消耗品
	行 事 費	179	カップケーキ作りレシピコピー代
	行 事 費	93,190	ジャム作り講習会(ママ向け講座)
	行 事 費	11,104	手芸講習会(一般・老人向け講座)
補助金対象支出合計(A)	112,641		
一般会計支出	地区運営費	245,600	堀江地区 257名 猫実地区 183名 当代島地区 120名 臨海高洲地区 54名 合計614名 1人400円
	研 修 費	49,700	研究費(交通費含む)
一般会計支出	行 事 費	75,431	講習会(材料費・経費)
	報 償 金	59,000	役員研修費・講師料
	事務消耗品費	19,811	コピー用紙代・インク代・印刷代
	渉 外 費	64,000	各種協賛参加費・生花代
	会 議 費	48,074	公民館使用料(学習部含む)
一般会計支出合計(B)	561,616		
支出総合計(A+B)	674,257		

収入総額 755,506円、 支出総額 674,257円 81,249円
81,249円を次年度に繰越ます。

4 事業の実績

令和4年度の補助金対象の計画事業及び実施事業は、次のとおりである。

- ・老人向け講座(手芸講習を実施)
- ・ママ向け講座(カップケーキ作り講習を2回実施)
- ・こども向け講座(計画していたが実施なし)
- ・一般向け講座(計画していたが実施なし)
- ・講師養成講座(ジャム作り講習会2回、及び手芸講座)

5 連合会への指導・監督等

補助金の適正執行を期すため、補助金の交付決定の際と年度終了後の補助金額の確定の際に審査手続きを行っているほか、年度当初に、浦安市婦人の会連合会が補助金交付申請を行うにあたっての注意事項などをまとめた書類を作成し、指導を行っている。

また、年度の中間報告として、12月末現在の「社会教育関係団体 行事参加・実施報告書」と出納簿及び領収書の写しの提出を求め、補助対象事業が適正に執行されているか中間確認を行っている。

6 補助金交付の成果

毎年度、浦安市婦人の会連合会は、浦安市社会教育関係団体活動補助金を活用しながら、地域住民を対象とした講座を実施し、知識や技術、郷土文化の伝承などを行うとともに、地域交流を促進し、このことが、明るく生きがいのある家庭づくりや市民の文化的社会水準の向上につながり、浦安市の発展に寄与していると市は評価している。

7 監査結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 改善事項

ア 連合会

会則に定められていない連合会の会費について、令和4年度は年額800円を各会員から徴収し、その内400円については、各地区の予算として、残りの400円を連合会の予算とし、それぞれ運営している。さらに、補助金以外からではあるが、連合会役員へ報酬が支払われていた。

会則については、連合会の発足当初に作成され、その後、何度か改正がされてはいるが、会費や報酬については、会則として定められているべきであり、第2条（目的）、第3条（事業）等についても、浦安市社会教育関係団体として認定されるためには、現在の連合会のあり方に合わせた見直しを行うことが必要であると思われることから、会則の見直しを求める。

イ 生涯学習課

(ア) 当該補助金の交付にあたり前提となる、浦安市社会教育関係団体の認定について、本来、認定期間が2年間であるが「浦安市社会教育関係団体の認定に関する運用基準（以下「運用基準」という）」により、別に定める団体（当該補助金の交付団体を含む）については認定の有効期間を設けないとされ、これまで長期間に亘り当該補助金が交付されている。

当該補助金は、認定団体の活動費の補助金で「浦安市社会教育関係団体」の認定を受けていることが大前提である。

認定要件として「浦安市社会教育関係団体の認定に関する要綱」第2条第2号イにおいて、「規約又は会則等に基づいて組織及び運営が行われていること」とされている。連合会への上記改善事項のとおり、会則については改善が必要と思われる状況であり、認定の要件に不備があるまま、長年認定団体とされたものと推測される。運用基準により当該補助金交付団体について、認定の有効期限を設けないとするのであれば、当該補助金交付の中で、必要な要件の確認がされるべきであり、当該補助金交付団体の認定期間の運用について改善を求める。

- (イ) 補助金交付申請の際に提出された収支予算書の各事業費の積算内訳について、一部詳細に記載がされていないまま、交付決定されていた。交付申請にあっては、各事業でどのような経費が必要なのかの確認がされ、交付決定されるべきであると思われる。今後の補助金申請手続きにおいて、連合会から提出される収支予算書について、適正な積算内訳の記載を求めるよう適正な補助金の交付に努められたい。

8 意見

(1) 連合会

- (ア) 連合会の予算執行における補助金の収入及び補助金対象経費の支出について、支出の証拠として領収書の報告はされていたが、収入・支出伝票等の起票がされていなかった。市からの補助金の執行については、支出を決定する書類上の記録がなかった。今後は、意思決定過程がわかるように、書類等に記録を残し、会計担当が確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。

- (イ) 連合会第73回定期総会資料の収支決算書における支出項目について、補助金事業報告の際に提出された決算書の項目と合致していないものが見受けられた。

また、収支決算書において、欄外に記載された次年度繰越分についても、支出として項目に記載し、収入及び支出の総合計が合致すべきものと思われることからこれらの点について見直しされたい。

(2) 生涯学習課

連合会への補助金の執行において、補助対象経費としてミシン購入(8,168円)について交付されていた。団体の資産となる備品については補助対象とされていないところではあるが、市の予算執行では、50,000円未満は消耗品とされていることから、連合会に対しても消耗品とし、対象経費として交付したとのことであった。しかしながら、当該物品については、団体の資産となるとも考えられることから、第三者からの誤解を招くことのないよう、備品と消耗品の区別について、明確にする必要があると思われる。対象経費の適正な取扱いに努められたい。

○監査結果の区分等

監査結果については、「勧告」、「指摘事項」、「改善事項」及び「注意事項」の4つに区分している。その取扱基準、報告及び公表は、次のとおりとなっている。

区分	取扱基準	報告及び公表
勧告	(1) 法令等に違反しているもの ※等：訓令や内規など (2) 故意又は過失により重大な損害等が生じたもの ※等：影響を与えることや不適切なことなど (3) 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの ※等：予算の執行や事業の実施 (4) 著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの (5) 過去の監査等で改善事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「勧告」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
指摘事項	上記(1)から(5)に該当し、「勧告」に当たらないものとする。	監査等の結果報告書に「指摘事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
改善事項	(1) 法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるもの (2) 現時点で、損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの (3) 指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの (4) 経済性、効率性、有効性の観点から改善又は見直しを検討する必要があると認められるもの (5) 所属する部署だけでは改善又は見直しが困難で、他の部署等との調整が必要と認められるもの ※等：関係機関や団体 (6) 制度上の不備等で検討が必要と認められるもの ※等：制度がない、規定がない、取扱いが決まっていないなど (7) 過去の監査等で注意事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「改善事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
注意事項	(1) 事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるもの (2) 現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの (3) その他、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの	監査等の結果報告書には具体的な事項は記載せず、注意事項があった旨のみを記載する。また、別途、「注意事項」として取りまとめた上、担当部長に対し文書により通知する。